

- （注1）市町村が認める範囲において一時立入りが可能。
- （注2）市町村の申請に基づき、原子力災害現地対策本部の確認を経て実施することが可能。
- （注3）原則として避難指示解除準備区域が対象。居住制限区域においても、要件を満たす場合は、市町村長と原子力災害現地対策本部長との協議の上、実施可能。
- （注4）復旧・復興に不可欠な事業であって、所定の手続きにより認められたものについては事業実施が可能。
- （注5）①復旧・復興に不可欠な事業、②復旧・復興作業に携わる事業者や一時帰宅者等を対象とした事業、③製造業等居住者を対象としない事業、④営農については、所定の手続きを経た上で事業実施が可能。
- （注6）①区域外からの集客を主とする宿泊業、観光業や、②区域内での宿泊者（特例宿泊等の制度に基づく宿泊者を除く。）の存在を前提に実施される事業は実施不可。
- （注7）出荷制限、稲の作付制限及び除染の状況を踏まえて対応。居住制限区域においては、農地の保全管理のほか、地域の営農再開に向けた、市町村等の公的機関の関与の下で行う作付実証等は可能。また、営林は居住制限区域では実施不可。